

**独立行政法人労働者健康福祉機構
平成23年度業績評価委員会報告書**

平成24年4月17日

**独立行政法人労働者健康福祉機構
業績評価委員会**

独立行政法人労働者健康福祉機構

業績評価委員

相澤 好治（学校法人北里研究所理事 北里大学副学長）

相原 康伸（全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長）

圓藤 吟史（大阪市立大学大学院教授）

高橋 信雄（J F E スチール株式会社安全衛生部主幹(部長)）

田中 滋（慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授）

田中 秀明（（社）日本経済団体連合会労働法制本部長）

原 正道（横浜市立大学名誉教授・横浜市医療政策室参与）

山本 大博（航空連合会長）

：委員長

（50音順 敬称略）

はじめに

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）における、平成 22 年度業務実績及び平成 23 年度上半期業務実績の評価並びに平成 24 年度の運営に向けた意見を求めるため、平成 23 年 7 月 8 日及び 12 月 20 日に独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催したところである。

独立行政法人労働者健康福祉機構平成 23 年度業績評価委員会報告書（以下「本報告書」という。）は、機構の業務について、当委員会における意見を取りまとめたものであり、本報告書を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

1 第二期中期目標・中期計画に基づく平成 22 年度業務実績及び平成 23 年度上半期業務実績について

機構は平成 21 年 2 月 27 日に厚生労働大臣から示された第 2 期中期目標に基づき、被災労働者の療養の向上、労働者の健康の保持・増進に関する事業として労災病院、産業保健推進センター、労災リハビリテーション作業所等を運営するとともに、労働者の福祉の向上のため、未払賃金立替払事業を実施している。平成 22 年度及び平成 23 年度上半期の主な取組、実績は次のとおりである。

（1）労災病院事業について

労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を果たす医療機関として、一般診療を基盤とした労災疾病等に関する高度・専門的な医療の提供、労災疾病等に係るモデル医療等の研究・開発、普及、勤労者に対する過労死予防等の推進、地域医療機関に対する勤労者医療の支援、行政機関等への貢献などに取り組んでいる。

労災病院全体を通じて一般病棟入院基本料 7 対 1 算定施設数が平成 22 年度には 13 施設、平成 23 年度上半期には 19 施設にまで拡大し、在院日数の一層の短縮が進んでいることは評価できる。さらには、地域医療支

援病院の承認施設数、クリニカルパスの策定件数も着実に増えつつある。また、(財)日本医療機能評価機構等により行われる機能評価等認定施設数は30施設にのぼり、ほぼ全ての労災病院で良質な医療の提供を目的として認定を受けており、更新時期を迎えた施設については、更新受審を行い更なるバージョンアップを図っていることは、評価できる。

過労死予防等の推進については、勤労者予防医療センターにおいて、平成20年度に作成した保健指導マニュアルに運動指導編を追加するなどマニュアルの改訂版を作成したこと、また、労災病院間の共同研究成果による知見を活用した追加質問項目を加え独自の特定健診制度用の問診票を作成したところである。さらに、勤労者の利用しやすい時間外・休日に各種指導・講習会を実施するなど、利用者の利便性に考慮した対応を一層推進した結果、平成22年度については年度計画で定めた各種目標値を達成するとともに、利用者の満足度においても92.7%の高い評価を得ることとなった点は、高く評価できる。勤労者の利便性に配慮した講習時間等の設定は、非常に良い取組であるので各施設において従前にも増して積極的な対応をお願いしたい。

なお、現在、横浜労災病院において試行的に実施している職場訪問型職場復帰支援の段階的予防の実施については、専門医師、臨床心理士等専門スタッフを企業へ派遣し、メンタルヘルス不調者に対する指導・相談や産業保健師等企業側のスタッフへのサポート等の支援活動を行っているところである。試行において蓄積された知見等を活用し、医療の専門家と企業の担当者との連携を一層密にし、メンタルヘルス不調者の円滑な職場復帰が図れるよう、体制整備についての検討を進めていくことを期待したい。

行政機関等への貢献については、医師不足地域における医療の確保、地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健診等を各労災病院が設置されている県内はもとより県外からの依頼についても実施している。

また、国が行う労災認定や障害等級認定に係る意見書等の作成については、アスベストやメンタルヘルス等、新たな産業関連疾患に係る依頼が増加する中、複数の診療科にわたる複雑な事案については院内の連携を密にするなど、適切かつ迅速に対応した結果、平均処理日数が平成23年上半

期で14.9日となり、独法移行直前の平成15年度の29.3日に比べ14.4日短縮したことは高く評価できる。

労災疾病等13分野医学研究については、研究成果の普及促進等、積極的な取組が行われ、学会発表件数、論文発表件数、ホームページのアクセス件数のいずれもが設定した数値目標を大幅に上回り、目標を達成したところである。多忙な診療を行っている労災病院が、経営改善と研究を両立させ研究分野でも目覚ましい成果を上げていることについては、高く評価できる。また、アスベスト関連疾患及び粉じん等による呼吸器疾患問題が懸念されているモンゴル国からの要請を受ける形で、平成22年度に開始したモンゴル国においての高度労災医療に係る診断技術等知見の普及については、平成23年度も引き続き主任研究者等が同国を訪問し、2回目となるワークショップを開催したところである。国内においては、平成23年9月には機構主催により愛媛県新居浜市で開催した「第9回女性医療フォーラム」にて、研究成果の発表を行ったところであり、今後も研究で得た知見の普及により一層努めていただきたい。

財務内容の改善については、労災病院の平成22年度損益は、昨年度と同様に平成19年度に以降に発生したサブプライムローンや世界的な金融・経済危機の影響による厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増による影響を依然として強く受けているものの、平成22年度改定の診療報酬制度への的確な対応、上位施設基準の取得、平均在院日数の短縮、救急対応の充実等による医業収入の増加に加え、医療機器の共同購入等による調達コストの削減等について、本部と病院が連携して経営改善に取り組んだ結果、平成21年度の51億円に比べて64億円改善し、独法移行後初めて13億円の当期利益を確保したことは高く評価できる。

なお一層の経営改善を推し進め、繰越欠損金の解消に向けた積極的かつ計画的な取組に期待したい。

(2) 産業保健推進センター事業について

産業保健推進センター（以下「推進センター」という。）については、産業医、衛生管理者、保健師等の利用者ニーズを踏まえた研修や情報提供

を実施している。研修テーマとして新型インフルエンザ対策、熱中症対策、喫煙対策等時宜を得た内容を選定し、現下の産業保健情勢等のニーズに応じた研修及び相談を積極的に実施した。

推進センターは「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）により、産業保健サービスを維持しつつ、集約化を図ることが求められており、平成22年度末に6か所の推進センターの集約化を行ったところであるが、1）集約化された県に連絡事務所を設置、2）面談相談を待機方式から事前予約方式に変更、3）研修開催日を受講者の出席しやすい曜日（土日）や時間帯（夜間）に設定、等の取組を行った結果、集約化後もサービスの低下を来すことなく、研修会数・相談件数等設定した数値目標について、過去最高の実績を達成したことは高く評価できる。今後も、集約化により地域の利便性が低下することのないよう引き続き体制作りを進めていくとともに、労災病院及び地域産業保健センターとより有機的な関係を構築していくことを期待したい。

（3）労災リハビリテーション作業所事業について

労災リハビリテーション作業所においては、入所者ごとの社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施、関係機関との連携等により、平成23年度における社会復帰率は32.9%となり、中期目標値である「30%以上」を上回り、目標の社会復帰率を確保していることは評価できる。

また、作業所の縮小、廃止に向けた取組については、平成24年度末に廃止が決定している福井作業所及び愛知作業所に加え、宮城作業所、福岡作業所については平成25年度末に、長野作業所については平成27年度末にそれぞれ順次廃止することを決定した。今後は関係機関等との連携を密にし、在所者の退所先の確保に万全を期すとともに、円滑な廃止に向けて準備を進めていただきたい。

（4）未払賃金立替払事業について

未払賃金立替払事業においては、立替払の迅速化と立替払債権の適切な

管理、求償に取り組んでおり、平成22年度においても長期化する構造的な不況下にあつて、5万件を超える立替払を行ったところである。立替払の迅速処理に向けては、新たに破産管財人向けのリーフレットを作成し全国の弁護士会や地方裁判所に配付した。また、破産管財人等を対象とした未払賃金立替払制度の研修会の実施等の取組を行った。その結果、平成22年度目標の支払期間25日以内を過去最短の20.3日と大幅に短縮し支払いの迅速化が進んだことは評価できる。

(5) 東日本大震災への対応について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害が発生し、労災病院をはじめとした機構の施設にも甚大な被害が及んだところであるが、機構においては震災発生直後直ちに本部内に災害対策本部を立ち上げ、国や自治体からの要請に応じ、医療チームを迅速に被災地に派遣した。その後、労災病院のネットワークを活用し、継続的に避難所等に医療チームを派遣、被災者に対し医療面での支援を行ったこと、複数の労災病院において被災患者等の積極的な受け入れを行ったところである。

また、推進センターでは、その全国ネットワークの強みを生かし、フリーダイヤルによるメンタル等の相談対応及び被災地での出張相談実施、電離放射線に関する臨時研修の開催などを実施したところである。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所における作業員の健康管理を行うため、全国の労災病院から交代で医師派遣を行った結果、24時間体制で労働者の健康管理が可能となった。

全国に展開する機構のスケールメリットを十二分に生かし、今次震災に際し様々な対応を迅速かつ的確に実施したことは、非常に高く評価できる。今回の経験で得られた貴重な知見を将来の大災害発生時に生かすとともに、関係機関等に対して発信していくことも重要である。

2 平成24年度の運営に向けて

(1) 職場訪問型職場復帰支援の段階的予防を含めたメンタルヘルス不調対

策事業の評価については、相談件数や講演会への参加人数といった数の視点のみならず、実際に職場復帰に至った人数、他の医療機関への紹介人数等、事後のフォローといった視点からの実績把握、評価・検証を行う必要がある。そのような視点から評価ができれば、外部へのアピール、労災病院に対する行政側の認識向上に繋がるのではないかと考える。

- (2) 有害化学物質のデータベース構築は非常に重要な取組である。有害化学物質への対応は行政側が一方的に規制のみを行うだけでは不十分と考える。機構の取組としては現場をサポートできるよう、現行のデータベースを有害化学物質のデータを確実に関連事業所に伝達するためのフォーマットや有機化学物質により被災した労働者の職場復帰に向けたマニュアル等の作成まで行えるようなものに発展させていただきたい。
- (3) 労災疾病等 1 3 分野のホームページ上の区分について、粉じん等による呼吸器疾患とアスベスト関連疾患は密接な関連のあるものであり分割せずに、一つの分野として扱った方が、利用者には納得・理解されるのではないかと考える。
- (4) 東日本大震災に係る労災病院医療チームの派遣活動については、今後、その成果や知見等を関係機関等に発信していくことが重要である。
- (5) 今後の診療報酬改定等で、急性期病院に対する評価指標として退院支援、チーム医療について評価がなされる。当該分野における様々な取組を進めるのは当然のことであるが、きちんとしたシステムを構築したうえでそれらの実績等を把握できる体制づくりが必要となる。
- (6) 一部の労災病院で実施している早朝外来の開設は、利用者には非常に好評であり、同様の制度をぜひ多くの施設で取り入れていただきたい。

おわりに

機構は平成 2 1 年 4 月からは第二期中期目標期間として新たな目標を掲げている。当委員会の上記の意見を踏まえ、平成 2 4 年度からの運営について、より効率的、効果的な業務の実施を通じて、働く人々の健康と福祉の増進に一層取り組むことを期待する。

平成23年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

平成24年4月17日

独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）第2期中期目標・中期計画、平成22年度業務実績及び平成23年度上半期業務実績並びに平成24年度の運営に関し、独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会より御評価及び御提言をいただきました事項につきまして、次のとおり業務の改善に反映いたします。

1 メンタルヘルス不調対策事業の評価の視点について

職場訪問型職場復帰支援の段階的予防を含めたメンタルヘルス不調対策事業の評価については、相談件数や講演会への参加人数といった数の視点のみならず、実際に職場復帰に至った人数、他の医療機関への紹介人数等、事後のフォローといった視点からの実績把握、評価・検証を行う必要がある。そのような視点から評価ができれば、外部へのアピール、労災病院に対する行政側の認識向上に繋がるのではないかと考える。

現在のところ、メンタルヘルス不調の勤労者に対する職場訪問型職場復帰支援につきましては、支援を行った休職者数は把握しておりますが、当該支援はカウンセリングの実施及び企業の産業医、保健師への報告・助言までを対象としていることから、対象者のその後の復職状況は把握しておりません。

また、休職者に関しては、休職に至るまでに既に医療機関での診断・治療を受けているため、カウンセリングにおいて他の医療機関への紹介は行っておりません。

事後のフォローに関しては、休職者の職場復帰後、希望者に対して面談を実施し、企業の産業医、保健師へ報告・助言を行っておりますが、希望者のみのため復職者全体の把握はできない状況となっております。

当該支援は、平成21年度からスタッフ等の体制整備を開始し、対象企業の了解及び契約、支援方法の検討等を進めてまいりました。これまではケーススタディとして支援例を集積してきましたが、今後は対象企業及び対象者に可能な限り協力を仰ぎ、当該支援の実績を評価・検証する方法について、検討してまいります。

2 有害化学物質のデータベースについて

有害化学物質のデータベース構築は非常に重要な取組である。有害化学物質への対応は行政側が一方的に規制のみを行うだけでは不十分と考える。機構の取組としては現場をサポートできるよう、現行のデータベースを有害化学物質のデータを確実に関連事業所に伝達するためのフォーマットや有機化学物質により被災した労働者の職場復帰に向けたマニュアル等の作成まで行えるようなものに発展させていただきたい。

有害化学物質データを確実に関連事業所に伝達するためのフォーマット作成、有害化学物質により被災した労働者の職場復帰に向けた手順を自動的に作成できるようなデータベースに将来的に発展させていくことを最終目標とし、更なる化学物質データベースの充実を図ってまいります。

3 労災疾病等 13 分野のホームページ上の区分について

労災疾病等 13 分野のホームページ上の区分について、粉じん等による呼吸器疾患とアスベスト関連疾患は密接な関連のあるものであり分割せずに、一つの分野として扱った方が、利用者には納得・理解されるのではないかと。

平成 17 年にクボタの尼崎工場に端を発したアスベスト問題により、勤労者に及ぼす重大な疾患との認識、また、アスベスト関連疾患の主要な疾患の一つである中皮腫は、胸膜、腹膜、心膜及び精巣漿膜という呼吸器以外に発生する疾患もあることから、粉じん等の呼吸器疾患分野とは、切り離して独立した分野としたところです。

労災疾病等 13 分野医学研究普及サイト（ホームページ）については、頁の構成などを考えて利用者が利用しやすいように工夫することを考えております。

4 東日本大震災支援派遣活動等に係る知見等の発信について

東日本大震災に係る労災病院医療チームの派遣活動については、今後、その成果や知見等を機構内にとどまらせるのではなく、関係機関等に発信していくことが重要である。

東日本大震災に係る労災病院医療チームの派遣活動はもとより、今回の震災に係る様々な対応については、震災発生直後より、労働者健康福祉機構本部のホームページに「東日本大震災関連情報」として専用ページを設けるとともに、全国に展開する労災病院等の施設のホームページからも閲覧ができるようにするなど、広く外部に向けて情報を発信してきたところです。

今回の震災に係る労災病院グループの取組は、現在も東京電力福島第一原子力発電所作業従事者への健康管理業務として継続しております。この一連の派遣活動が終了した時点で、その成果や知見を検証し業績集等の作成を含めて情報発信していきたいと考えております。

5 診療報酬改定等に対応した実績等の把握について

今後の診療報酬改定等において、急性期病院に対する評価指標として退院支援、チーム医療についての体制づくりが重視され評価がなされると思われる。当該分野における様々な取組を進めるのは当然のことであるが、きちんとしたシステムを構築したうえでそれらの実績等を把握できる体制づくりを期待したい。

チーム医療への取組については、既に各労災病院においても積極的な取組を行っており、今回の診療報酬改定においても更にその方向性が評価されております。

機構本部においては、現在定期的（年1回）に各労災病院のチーム医

療の状況等（チーム構成、活動内容等）を把握してきたところでありますが、今後も引き続き、チーム医療への取組を推進し、診療報酬改定等の動向を踏まえながら、新たに評価される分野に係る施設基準の取得に向け取り組んでいきたいと考えます。

【チーム医療等の状況（平成24年1月1日現在）】

感染防止対策チーム	31病院（23病院）
栄養サポートチーム	31病院（11病院）
褥瘡対策チーム	32病院（19病院）
緩和ケアチーム	19病院（5病院）
呼吸ケアチーム	6病院（5病院）

（ ）内は各分野の取組を評価した施設基準を取得している病院数

6 早朝外来実施の推進について

一部の労災病院で実施している早朝外来の開設は、利用者に非常に好評であり、同様の制度をぜひ多くの施設で取り入れていただきたい。

労災病院では、早朝外来以外にも土曜日脳ドック、土日の人間ドック、土曜日の紹介外来等を行っております。

早朝外来につきましては、外来診察開始前に病棟患者の診察を行っている病院がある等の理由により一部の労災病院での実施となっておりますが、今後も、勤労者医療を推進する当機構において、早朝外来も含めた働く人々が受診等しやすい環境の整備に努めていきたいと考えております。